

国道357号線（新木場地区）連続立体工事化の通行規制について

工事実施場所



○平成24年5月より、国道357号新木場立体整備に伴い、国道357号(上下線)車線規制、首都高湾岸線新木場出入口（東西）や夢の島交差点の通行止めを実施してきましたが、平成25年2月26日の首都高湾岸線西行き出入口の通行止めを持って全て終了しました。規制期間中のご理解、ご協力誠にありがとうございました。

○平成25年度も完成に向けて舗装及び道路付属物等設置工事を継続しますが、この工事に伴う通行規制については、別途お知らせする予定です（架橋工事の様な連続した大規模規制は行わない予定です）。

○工事に関するお問い合わせ先

①工事全般について

- ・国土交通省関東地方整備局首都国道事務所小松川国道出張所
TEL：03-3698-7051

②上り車線側架橋工事について(3月まで)

- ・高田機工株式会社新木場地区山側上部その2工事作業所
TEL：03-3521-9521

③下り車線側橋梁工事について(3月まで)

- ・日鉄トピーブリッジ・三菱重工鉄構JV
TEL：03-6457-0785